

平成十四年法律第五十一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 情報通信技術を活用した行政の推進
 - 第一節 情報システム整備計画等（第四条—第五条）
 - 第二節 手続等における情報通信技術の利用（第六条—第十条）
 - 第三節 添付書面等の省略（第十一条）
 - 第四節 その他の施策（第十二条—第十三条）
- 第三章 民間手続における情報通信技術の活用
 - 第四節 雑則（第十六条—第十九条）
 - 第五章（目的）

便性の向上及び事業活動の効率化を促進すること
 が、急速な少子高齢化の進展への対応その他の
 我が国が直面する課題の解決にとって重要で
 あることに鑑み、情報通信技術の利用のため
 の能力又は知識経験が十分でない者に対する適
 正な配慮がされることを確保しつつ、高度情報
 通信ネットワーク社会（高度情報通信ネットワ
 ーク社会形成基本法第二条に規定する高度情報
 通信ネットワーク社会をいう。）の形成に關する
 施策及び官民データの適正かつ効果的な活用の
 推進に關する施策の一環として、次に掲げる事
 項を旨として行われなければならない。

一 手続等並びにこれに關連する行政機関等の
 事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連
 の行程が情報通信技術を利用して行われるよ
 うにすることにより、手続等に係る時間、場
 所その他の制約を除去するとともに、当該事
 務及び業務の自動化及び共通化を図り、もつ
 て手続等が利用しやすい方法により迅速かつ
 的確に行われるようにすること。

第一章 総則

第一条（目的）

この法律は、高度情報通信ネットワーク
 社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十
 号）第十三条及び官民データ活用推進基本法
 （平成二十八年法律第百三十三号）第七条の規定に
 基づく法制上の措置として、国、地方公共団
 体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活
 動において情報通信技術の便益を享受できる社
 会が実現されるよう、情報通信技術を活用した
 行政の推進について、その基本原則及び情報シ
 ステムの整備、情報通信技術の利用のための能
 力又は利用の機会における格差の是正その他の
 情報通信技術を利用する方法により手続等を行
 うために必要となる事項を定めるとともに、民
 間手続における情報通信技術の活用を促進に關
 する施策について定めることにより、手続等に
 係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化
 及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化
 を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の
 健全な発展に寄与することを目的とする。

二 民間事業者その他の者から行政機関等に提
 供された情報については、行政機関等が相互
 に連携して情報システムを利用した当該情報
 の共有を図ることにより、当該情報と同一の
 内容の情報の提供を要しないものとするこ
 と。

三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に
 通常必要とされる多数の手続等（これらの手
 続等に關連して民間事業者に対して行われ、
 又は民間事業者が行う通知を含む。以下この
 号において同じ。）について、行政機関等及
 び民間事業者が相互に連携することにより、
 情報通信技術を利用して当該手続等を一括し
 て行うことができるようにすること。

第三条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用
 語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- 二 行政機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれ
る機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる
機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年
法律第八十九号）第四十九条第一項若しく
は第二項に規定する機関、国家行政組織法
（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第
二項に規定する機関若しくは会計検査院又
はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独
 立に権限を行使することを認められたもの
 ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除
 く。）

ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平
 成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規
 定する独立行政法人をいう。へにおいて同
 じ。）

ホ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法
 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一
 項に規定する地方独立行政法人をいう。へ
 において同じ。）

ヘ 法律により直接に設立された法人、特別
 の法律により特別の設立行為をもつて設立
 された法人（独立行政法人を除く。）又は
 特別の法律により設立され、かつ、その設
 立に關し行政庁の認可を要する法人（地方
 独立行政法人を除く。）のうち、政令で定
 めるもの

ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検
 査、検定、登録その他の行政上の事務につ
 いて当該法律に基づきその全部又は一部を
 行わせる者を指定した場合におけるその指
 定を受けた者

チ ニからトまでに掲げる者（トに掲げる者
 については、当該者が法人である場合に限
 る。）の長

三 国の行政機関等 次に掲げるものをいう。
 イ 前号イ及びロに掲げるもの
 ロ 前号ニ及びへからチまでに掲げる者のう
 ちその者に係る手続等に係る関係者の利便
 性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率
 化のために当該手続等における情報通信技
 術の利用の確保が必要なものとして政令で
 定めるもの

四 民間事業者 個人又は法人その他の団体で
 あつて、事業を行うもの（行政機関等を除
 く。）をいう。

五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、
 正本、副本、複本その他文字、図形その他の
 人の知覚によつて認識することができる情報
 が記載された紙その他の有体物をいう。

六 署名等 署名、記名、自署、連署、押印そ
 の他氏名又は名称を書面に記載することを
 いう。

七 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その
 他人の知覚によつては認識することができな
 い方式で作られる記録であつて、電子計算機
 による情報処理の用に供されるものをいう。

八 申請等 申請、届出その他の法令の規定に
 基づき行政機関等に対して行われる通知（訴
 訟手続その他の裁判所における手続並びに刑
 事事件及び政令で定める犯則事件に關する法
 令の規定に基づく手続（以下この条及び第十
 四条第一項において「裁判手続等」という。）
 において行われるものを除く。）をいう。こ
 の場合において、經由機関（法令の規定に基
 づく他の行政機関等又は民間事業者を經由し
 て行われる申請等における当該他の行政機関
 等又は民間事業者をいう。以下この号にお
 いて同じ。）があるときは、当該申請等につ
 いては、当該申請等をする者から經由機関に
 対して行われるもの及び經由機関から他の經由
 機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対
 して行われるものごとに、それぞれ別の申請
 等とみなして、この法律の規定を適用する。

九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公
 権力の行使に当たる行為をいう。）の通知そ
 の他の法令の規定に基づき行政機関等が行
 う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁
 判手続等において行うものを除く。）をいう。
 この場合において、經由機関（法令の規定に
 基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由
 して行う処分通知等における当該他の行政機
 関等又は民間事業者をいう。以下この号に
 おいて同じ。）があるときは、当該処分通知等
 については、当該処分通知等を行う行政機
 関等が經由機関に対して行うもの及び經由機
 関が他の經由機関又は当該処分通知等を受け
 る者に対して行うものごとに、それぞれ別の
 処分通知等とみなして、この法律の規定を適用
 する。

十 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が
 書面等又は電磁的記録に記録されている事項
 を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等
 において行うものを除く。）をいう。

十一 作成等 法令の規定に基づき行政機関等
 が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存
 すること（裁判手続等において行うものを除
 く。）をいう。

十二 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又
 は作成等をいう。

る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

第九條 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該作成等に関する法令の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

第十條 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるもの。

二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項又は前條第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

第十一條 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等である電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

第十二條 国は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めようことができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

あつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等を行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第十四條 国は、情報通信技術の活用による格差の是正（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第十五條 国は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めようことができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第十六條 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七條 民間手続における情報通信技術の活用

第十八條 民間手続における情報通信技術の活用

第十九條 民間手続における情報通信技術の活用

第二十條 民間手続における情報通信技術の活用

申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。）が必要となる業務をいう。）を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織（民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない。

2 国は、前項の連携のため、同項の民間事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第二十一條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第二十二條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第二十三條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第二十四條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第二十五條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。）が必要となる業務をいう。）を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織（民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない。

2 国は、前項の連携のため、同項の民間事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第二十六條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第二十七條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第二十八條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第二十九條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第三十條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第三十一條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第三十二條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第三十三條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第三十四條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第三十五條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第三十六條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第三十七條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第三十八條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第三十九條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

第四十條 国は、民間手続における情報通信技術の活用

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年八月一八日法律第一三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二〇年二月五日法律第八六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第九号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年七月一五日法律第七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二條第一項、第二十六条、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第三十四条の二の次に一章を加える改正規定、第三十九条第一項及び第二項、第三十九条並びに第四十七条第二号の改正規定、第五十三条の改正規定（同条第一項の改正規定（第二十四条の二第一項若しくは第二項又は）を削る部分に限る。）を除く。）並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項の改正規定（二及び第三十条の三第一項）を、第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで）に改める部分に限る。）に限る。）並びに附則第二十二條の規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日

附則（平成二二年七月一五日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一・二 略
三 第一条の規定（入管法第二十三条（見出しを含む。）、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く。）並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条（第六号を除く。）及び第五十一条の規定、附則第五十三条中雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二条）第四條第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七條のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「第二十条第四項（二）の下に「第二十一条第四項及び」を加え、（第二十一条第四項）を削る改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
附則（平成二二年三月三十一日法律第七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則（平成二三年六月二二日法律第七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
（政令への委任）
第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二四年六月二七日法律第四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）
第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二五年五月三十一日法律第二八号）抄
この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定 公布の日
二 第三条、第二十八条、第二十九条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條の改正規定に限る。）及び第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定を除く。）の規定 番号利用法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
附則（平成二五年六月一四日法律第四三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年六月二八日法律第六九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年四月一八日法律第二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成二六年六月一八日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中出入国管理及び難民認定法の目次及び第六条第一項ただし書の改正規定、同法第十四條の次に一章を加える改正規定、同法第十五條第六項、第二十三条第一項及び第二十四条の改正規定、同法第四章第四節中第二十六条の二の次に一章を加える改正規定並びに同法第五十七條、第五十九條第一項、第六十一条の二の四第一項第二号、第七十条第一項、第七十二条、第七十三条の二第二項第三号、第七十七條第二号及び別表第一の四の表留学の項の改正規定並びに附則第四条及び第七条の規定並びに附則第八条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「及び第六項」の下に「第十四條の二第四項」を加える改正規定 平成二十七年一月一日
三 第二条の規定及び附則第八条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
附則（平成二七年六月二四日法律第四五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年六月二四日法律第四五号）抄

附則（平成二十七年九月四日法律第六三
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八條、第二十九條第一項及び第三項、第三十條から第四十條まで、第四十七條（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る）、第五十條、第九百九條並びに第九百十五條の規定 公布の日（以下「公布日」という。）
（政令への委任）

第九百十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十七年九月九日法律第六五
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条及び第四条並びに附則第五條、第六條、第七條第一項及び第三項、第八條、第九條、第十三條、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日

附則（平成二十八年二月二日法律第九
四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条の規定並びに附則第六條中国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第十三條の三の改正規定、附則第八條中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七條の二の改正規定並びに附則第九條、第十條及び第十三條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二十九年五月二日法律第二
七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中電波法第六條の改正規定、第二十二條の改正規定、第二十七條の七の改正規定、第六十三條の改正規定、第七十條の五の次に一條を加える改正規定、第七十六條の改正規定、第九十九條の十一の改正規定（同項第一号中「免許手続」の下に、「第二十四條の二第四項第一号（検査等事業者の登録）」を、「特定無線設備」の下に、「第三十八條の三第一項第二号（登録の基準）」を加える部分及び同項第二号に係る部分を除く。）、第九十三條第一項の改正規定、第九十一條の改正規定及び第九十六條の改正規定並びに附則第五條から第七條までの規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成三〇年七月二七日法律第八
〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略
三 第十一章、第二百三十五條、第二百三十九條第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三條第一項（第四号（第二百三十九條第一項第四十四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十條並びに附則第五條、第七條から第二十條まで、第十二條、第十四條（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九條第二項の改正規定に限る。）、第十五條及び第十六條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年五月三十一日法律第一六
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中住民基本台帳法第一の改正規定（同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次に加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（第十号に掲げる部分を除く。）、同法別表第三の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同法別表第四の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）及び同法別表第五の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七條第三項の改正規定（同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分（「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。）、同法第十八條の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定（同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分（「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。）、同法第五十六條（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定（「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。）及び同條の改正規定（同條に二項を加える部分を除く。）、第四條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条から附則第六條までにおいて「番号利用法」という。）別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第三條、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定 公布の日

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「新情報通信技術活用法」という。）第六條及び第七條の規定は、施行日以後に行われる申請等（新情報通信技術活用法第三條第八号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新情報通信技術活用法第三條第九号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、施行日に行われた電子情報処理組織による申請等（第一条の規定による改正前の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下この条において「旧情報通信技術利用法」という。）第二

条第六号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧情報通信技術利用法第二條第七号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧情報通信技術利用法第五條又は第六條の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新情報通信技術活用法第八條又は第九條の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

（政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、この法律の公布後速やかに、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 新情報通信技術活用法第三條第二号に規定する行政機関等のうち同号に掲げるもの（会計検査院を除く。以下この項において単に「行政機関等」という。）による情報通信技術に係る物品及び役務の調達並びに情報システムの整備及び運用（以下この項において「情報通信技術に係る政府調達等」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、内閣官房において、当該行政機関等の所掌するそれぞれの事務の特性を勘案して、情報通信技術に係る政府調達等に必要予算を一括して要求し、確保するとともに、当該予算を関係する行政機関等に配分することとする。

二 行政機関等が情報通信技術に係る政府調達等を行うに際し、情報通信技術に関する専門的な知識経験を有する職員を有効に活用することができるよう、当該行政機関等の所掌するそれぞれの事務の特性を勘案して、関係する行政機関等の相互の連携協力体制を整備すること。

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第十条 施行日が道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略
三 第十一章、第二百三十五條、第二百三十九條第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三條第一項（第四号（第二百三十九條第一項第四十四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十條並びに附則第五條、第七條から第二十條まで、第十二條、第十四條（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九條第二項の改正規定に限る。）、第十五條及び第十六條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

に掲げる規定の施行の日前である場合には、同法附則第八条の規定は、適用しない。

(地方自治法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第七十四条 施行日が地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行の日以後である場合には、前条の規定は、適用しない。

(特定複合観光施設区域整備法の一部改正に伴う調整規定)

第七十八条 施行日が特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条中「附則第八条」とあるのは「附則第八条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)」に改め、同条」と、「の下に」とあるのは「を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と、「を加え」とあるのは「に改め、同条のうち」と、「別表」とあるのは「第十二条本文の改正規定中「第十二条本文」を「第十八条本文」に改め、同法別表」とする。

附 則 (令和元年六月五日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日